

関係各位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会
事務局長（建設企画課長）
（公印省略）

営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）又は経營業務の管理責任者が、現場技術者（主任技術者又は監理技術者）を兼務する場合の取扱いについて、下記のとおりとする。

記

1 営業所技術者等の兼務について

以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる（ただし、専任特例を除く）。また、（１）～（３）の併用はできない。

（１）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（建設業法 26 条の 5）
以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が 1 以下であること。

ウ 以下 1)～8) を満たしていること。

- 1) 建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- 2) 営業所から当該工事現場の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする。）また、工事の施工箇所が県内にあること。
- 3) 当該建設工事の下請次数は 3 を超えないこと。なお、総合評価落札方式を採用した工事等で、下請次数の制限を誓約したものについては、制約事項が優先される。
- 4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下「連絡員」という。）を配置すること。なお、連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務の経験を有するものとする。
- 5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

- 6) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。
- 7) 当該建設工事を受注した建設業者が、次に掲げる事項を記載した「人員の配置を示す計画書」(様式 3)を作成し、発注者に提出の上、工事現場毎にも備え置くこと。
- イ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名 及び 所属する営業所の名称
 - ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち、労働基準法第 32 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- ニ 各建設工事に係る次の事項
- (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地 及び 契約を締結した営業所の名称
 - (ロ) 当該建設工事の内容(建設工事の種類)
 - (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
 - (ニ) 工事現場間の移動時間
移動時間
 - (ホ) 下請次数
 - (ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験
 - (ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
 - (チ) 現場状況を把握するための情報通信機器
- 8) 総合評価落札方式の場合、履行確実性確保価格未満での落札でないこと。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(営業所と工事現場が近接している場合)

以下の全てを満たすことが必要。

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事((2)の場合以外)

(1)の要件を全て満たすこと。

2 経營業務の管理責任者の兼務について

長崎県が発注する建設工事を対象に、 のとおり取り扱う。

1(1)又は1(3)の条件に該当する建設工事
兼務は認めない。

1(2)の条件に該当する建設工事

次の要件をすべて満たす場合に限り、経營業務の管理責任者と主任技術者の兼務を認める。

- ・経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ・経營業務の管理責任者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 現場代理人及び配置技術者の兼務の確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表のそれぞれ定める時点で、当該工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等が1及び2に定める要件を満たしているかの確認を行うものとする。

ただし、請負金額が250万円以下の工事は、長崎県建設工事執行規則(昭和49年長崎県規則第30号)第51条により、現場代理人等決定(変更)通知書を省略することができることとなっているため、下表の確認は不要とする。

入札方式	現場代理人	主任(監理)技術者
事前審査型一般競争入札 (議会議決案件の場合)	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	本契約締結時(余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで)
事前審査型一般競争入札	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	配置予定技術者に係る通知書提出時(余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで)
事後審査型一般競争入札	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出期限時(期限前に落札決定する場合は、落札決定時)(余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで)
通常型指名競争入札又は随意契約	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	現場代理人等決定(変更)通知書提出時

4 兼務を適用する場合の申請について

	1(1)、1(3)の場合	1(2)、2の場合
入札手続き中における仮届け	<p>【一般競争入札（総合評価落札方式）の場合】 落札者の仮決定後 3 日以内に提出する「配置予定技術者に係る通知書」の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式 1】を提出すること。</p> <p>【一般競争入札（価格競争）の場合】 落札候補者決定通知後 3 日以内に提出する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」【様式第 4 号】の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式 1】を提出すること。</p> <p>【上記以外の場合】 仮届けの必要なし。</p>	
契約締結後における申請（工事途中からの適用も含む）	契約締結後提出する「現場代理人等決定（変更）通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式 3】を提出すること。	契約締結後提出する「現場代理人等決定（変更）通知書」の提出と同時に、別記様式 1 号を提出し協議すること。

5 その他

通知中の「恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 監第 532 号）」に規定する 3 か月以上の雇用関係があることをいう。

通知中の「近接」とは、営業所と工事現場の移動距離が 10km 程度または 30 分程度で移動できるものをいう。

工事途中に請負代金が基準を超えた場合、それ以降は制度を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。基準を超えた場合の「基準」とは、下記 2 点を想定している。

- ・ 1(1)の条件内のウ 1)に示す請負代金の上限額
- ・ 専任の技術者を要する建設工事の請負代金額の下限額

現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として、営業所技術者又は経營業務の管理責任者との兼務は認められない。ただし、請負代金が 1,000 万円未満の場合で、1(2)又は 2 の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認める場合がある。

なお、上記により営業所技術者又は経營業務の管理責任者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に別記様式 1 号を契約担任者に 2 部提出し協議すること。受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報するとともに、契約解除となる場合があるので、厳に注意すること。

6 適用日

本取り扱いについては、令和 7 年 4 月 1 日以降適用する。（既に契約中の工事においても、要件を満たせば適用は可能である。）

本通知適用日以降、「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて(令和 4 年 3 月 24 日付け 3 建企第 539 号)」は廃止する。

< 問合せ先 >

建設企画課 公共工事契約指導班（内線：3027）

（095 - 894 - 3027）